

○総務省令第五十九号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十八日

総務大臣 川端 達夫

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

（無線設備規則の一部改正）

第一条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表六の項送信設備の欄(二)中「第四十九条の八の三」の下に「、第四十九条の十六（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）」、第四十九条の十六の二（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）を加える。

第四十九条の十六中「七七九MHzを超え七八八MHz以下及び七九七MHzを超え八〇六MHz以下」を「四七〇MHzを超え七一四MHz以下又は一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下」に改め、同条第四号中「一五、〇〇〇ヘル

ツ」を「二〇、〇〇〇ヘルツ」に改め、同条第六号イ中「周波数偏移が(±)四〇kHz」を「占有周波数帯幅が一〇kHz」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「周波数偏移が(±)四〇kHzを超え(±)一五〇kHz以内」を「占有周波数帯幅が一六〇kHzを超え三三〇kHz以内」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 占有周波数帯幅が一〇kHzを超え一六〇kHz以内のものにあつては、一、〇〇〇ヘルツの周波数で(±)七・五kHzの周波数偏移の変調をするために必要な入力電圧より三六デシベル高い入力電圧を加えた場合において、搬送波の周波数から五〇〇kHz離れた周波数の(±)八〇kHzの帯域内に放射される電力が搬送波電力より六〇デシベル以上低い値であること。

第四十九条の十六第八号に次のただし書を加える。

ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

第四十九条の十六の二中「七七〇MHzを超え八〇六MHz以下」を「四七〇MHzを超え七一四MHz以下又は一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下」に改める。

別表第二号第17から第23までを次のように改める。

第17から第22まで 削除

第23 特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

- 1 周波数偏移が(±)40kHz以内のもの 110kHz
- 2 周波数偏移が(±)40kHzを超え(±)60kHz以内のもの 160kHz
- 3 周波数偏移が(±)60kHzを超え(±)150kHz以内のもの 330kHz
- 4 ステレオ伝送方式のもの 250kHz

別表第二号第24を削り、同表第24の2を同表第24とし、同表第25中「第19まで並びに第21及び第22」を「第16まで」に改めろ。

別表第三号22中「デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局」を「(1,240MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局(1,240MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)」に改め、同表第25中「告示するもの」の次に「並びに特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局のうち総務大

田が別に呼ぶるもの」を加える。

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第二条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の十二中「〇・〇一ワット以下」の下に「(一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものについては、〇・〇五ワット以下)」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十四年七月二十五日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に免許を受けている特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則(以下「新規則」という。)の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

3 総務大臣は、この省令による改正前の設備規則（以下「旧規則」という。）の条件に適合する特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局については、平成二十六年三月三十一日までに当該陸上移動局の免許の申請があつた場合に限り、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例により免許を与えることができる。この場合において、当該免許を受けた無線局の無線設備の条件については、前項の規定を準用する。

4 旧規則の条件に適合する特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備については、この省令の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間に限り、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例により法第十七条に規定する無線設備の変更の工事をすることができる。この場合において、当該陸上移動局の無線設備の条件については、附則第二項の規定を準用する。

5 この省令の施行の際現に受けている特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明及び法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、平成三十一年三月三十一日までは、なお効力を有する。

6 旧規則の条件に適合する特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備については、この省令の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に限り、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例により技術基準適合証明等を受けることができる。この場合において、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。